

事業主・加入者の皆さまへ

# 協会けんぽ 栃木支部からのお知らせ

職場内での回覧、  
掲示をお願いいたします



## 令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和6年度につきましては、10月上旬から10月下旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



### 令和6年度の予定

#### 〈確認の対象となる方〉

令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

#### 〈送付時期・提出期限〉

- 送付時期 令和6年10月上旬から10月下旬にかけて順次送付
- 提出期限 令和6年11月29日（金）（予定）

#### 〈添付書類について〉

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

#### 〈扶養解除となる被扶養者の方がいる場合〉

再確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストに加えて、被扶養者調書兼異動届と該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

#### 〈令和5年度の実績〉

- 扶養解除者数 約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約10億円

**被扶養者の状況に変更がない場合でも必ずご提出が必要です。**

被扶養者状況リストの「変更なし」にチェックをつけ、協会けんぽへご提出をお願いいたします。



お問い合わせ先 業務グループ 028-616-1693

参加費  
無料

## 令和6年度 健康保険委員研修会のご案内

RIZAP株式会社によるオンラインセミナーを実施します。専門トレーナーによる講義や、事業所内のできる簡単なストレッチをとおして、事業所内の健康づくりに役立てませんか？

【日 時】 令和6年9月11日 14:00～

【内 容】 RIZAPメソッド—スタートアップ編—（講義30分、運動60分）

RIZAPトレーナーと一緒に、カラダ診断や運動・食事に関する講義で知識を深め、トレーニングに挑戦します。

【申込方法】 ●既に健康保険委員としてご登録済の方（※健康保険委員様には別途ご案内を送付しております。）

→「申込用紙」を協会へFAX（028-616-1535）

●健康保険委員のご登録がお済でない方

→「申込用紙」・「健康保険委員登録用紙」を協会へFAX（028-616-1535）

「申込用紙」  
「健康保険委員登録用紙」  
および詳細はこちら



# 上手な医療のかかり方 ～ジェネリック医薬品を活用しましょう～



## ジェネリック医薬品って？

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の有効成分を利用して開発され、効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です。

### ①先発医薬品よりも服用しやすく改良されていることがあります。

<p><b>苦味をコーティング</b></p> <p>マスキング技術で飲みやすく</p>	<p><b>小型化</b></p> <p>成分は同じ</p>	<p><b>水なしでも飲める</b></p> <p>口の中で溶ける錠剤 (OD錠)</p>	<p><b>ザラつき感を抑える</b></p> <p>粒子を小さく</p>
--	--------------------------------	---	---------------------------------------

※すべてのジェネリック医薬品が上記のように改良されている訳ではありません。

### ジェネリック医薬品の利用は、保険料率の引き下げにつながります。

協会けんぽでは5つの評価指標に基づき、都道府県ごとの実績が評価されます。上位になれば、インセンティブが付与され、保険料率に反映されます。

ジェネリック医薬品の利用割合は、5つの評価指標の一つであるため、ジェネリック医薬品の利用は、栃木支部の保険料率の引き下げにつながります！お薬が処方された際は、ジェネリック医薬品を使ってみませんか？



インセンティブ制度についてはこちら▲

### ②効き目や安全性は先発医薬品と同等



### ③先発医薬品に比べ安価

先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため先発医薬品よりも3～5割程度安くなる場合があります。

※ジェネリック医薬品の供給について

現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。

お問い合わせ先 企画総務グループ 028-616-1692

## 「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をご利用ください

協会けんぽでは、9月2日(月)から「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」を開設します。

「マイナ保険証」、「資格情報のお知らせ」、「資格確認書」や「オンライン資格確認」等に関するお問い合わせは、「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」をぜひご利用ください。

「協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル」

**TEL 0570-015-369**

開設時間 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)



※ マイナンバー制度やマイナンバーに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178) にお願ひします。

※ 協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルは下記22か国語でのお問い合わせに対応しています。

#### 【対応言語】

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

**全国健康保険協会 栃木支部**  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

☎ 028-616-1691 (代表)

● 保険証・健康保険給付・任意継続……☎028-616-1693

● 健診・特定保健指導……☎028-616-1695

● レセプト・医療費のお知らせ……☎028-616-1694

● 保険料率・ジェネリック医薬品……☎028-616-1692

毎月配信  
登録無料

栃の葉ヘルシーメールに  
ご登録ください!!



協会けんぽ栃木支部では、メールマガジンを活用した健康経営の普及に取り組んでいます。

健康保険の各種事務手続きに関する情報や日々健康に過ごすために役立つ季節の健康情報などをお届けします。

どなたでもご利用いただけますので、お気軽にご登録ください。右の二次元コードを読み取ってご登録ください。

